

住民税が課税されない方

住民税は所得や家族の状況によって課税されない方がいます。

(1) 非課税の方 (均等割と所得割のどちらも課税されない方)

- ① 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② 1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦（夫）で、前年中の合計所得金額が125万円以下の方
- ③ 前年中の合計所得金額が次の金額以下の方
 - ア 扶養親族のいない方 28万円
 - イ 扶養親族のいる方は次の金額以下の方

単位：円

扶養人数	合計所得金額	扶養人数	合計所得金額
1人	728,000	5人	1,848,000
2人	1,008,000	6人	2,128,000
3人	1,288,000	7人	2,408,000
4人	1,568,000	8人	2,688,000

* 扶養人数には、税制改正で扶養控除が廃止された16歳未満の扶養親族（年少扶養）も含まれます。

(2) 均等割のみ課税される方 (所得割が課税されない方)

- 上記(1)に該当しない方で前年中の総所得金額等がつぎの金額以下の方
- ア 扶養親族のいない方 35万円
 - イ 扶養親族のいる方は次の金額以下の方

単位：円

扶養人数	総所得金額等	扶養人数	総所得金額等
1人	1,020,000	5人	2,420,000
2人	1,370,000	6人	2,770,000
3人	1,720,000	7人	3,120,000
4人	2,070,000	8人	3,470,000

* 扶養人数には、税制改正で扶養控除が廃止された16歳未満の扶養親族（年少扶養）も含まれます。